

新潟市豊栄地区ふれあいセンター施設使用料の徴収事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び、新潟市勤労者福祉施設条例施行規則（新潟市規則第82号）第13条の規定により、新潟市豊栄地区ふれあいセンター施設使用料の徴収事務を次のとおり委託する。

平成24年4月1日

新潟市長 篠田 昭

- 1 徴収事務委託期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 2 徴収事務委託施設
新潟市豊栄地区ふれあいセンター
- 3 徴収事務受託者
新潟市北区東栄町1丁目1番18号
株式会社 まちづくり豊栄
代表取締役 金城 道夫